

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

五島市の人口は、令和2年国勢調査では、平成27年調査と比較し7.9%減少しており、長崎県平均(4.7%減少)を上回る減少となっている。また、年少人口割合(15歳未満)も平成27年国勢調査においては11.1%であったが、令和2年国勢調査においては、10.5%と減少傾向となっている。

令和元年経済センサス基礎調査では、市内2,587事業所のうち、2,442事業所が従業員数20名未満となっており、中小企業基本法に定義されている小規模企業者及び中小企業者が大部分を占めている。

産業構造としては、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、建設業、製造業などを主として形成されている。

五島市内で事業を行っている企業の多くは、所有する機械設備等の老朽化が進んでおり、その更新がなされていない。そのことが企業の生産性が向上されない要因の一つとなっている状況である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の設備投資を促すことにより市内産業の発展及び振興を目指す。具体的には、先端設備等導入計画の認定件数を年間5件程度とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画の対象となる先端設備等の種類については、五島市内における中小企業者の業種が多岐にわたること。また、対象となる先端設備等を限定することで、中小企業者の機械設備等の更新を妨げ、結果として生産性の向上が図れなくなることを避けるため、本計画においては、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内産業振興の観点から、本計画における対象地域は五島市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象を限定することにより五島市域内の産業振興及び中小企業者の設備等の更新の妨げとなることを防ぐため、本計画の対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月3日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

事業実施者が作成する先端設備等導入計画の計画期間については、3年・4年・5年のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本計画及び先端設備等導入計画については、事業者等の設備投資を通じて労働生産性の向上を図るためのものであることから、人員削減を目的とした先端設備等の導入計画については、五島市内の雇用の安定への配慮から、本計画の認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展への配慮から、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては本計画の認定の対象としない。